

高圧ガス販売事業廃止届書

1 説明

高圧ガス販売業者は、高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。（高圧ガス保安法（以下、法という。）第21条第5項）

※注意※

販売所を移転する場合は、移転前の販売所の廃止届と移転後の販売所の高圧ガス販売事業届書が必要となります。

2 届出時期

廃止後、遅滞なく

3 様式及び添付書類例

- ・高圧ガス販売事業廃止届書

4 手数料

なし。